

# 重要事項説明書

~ 介護付有料老人ホーム ~

株式会社ソラスト

介護付有料老人ホーム ソラスト川口

記入年月日	2021年9月1日
記入者名	横井 志保
所属·職名	管理者

# 1. 事業主体概要

イエルテ	/m				
種類	個人/法人				
	※法人の場合、その種類	株式会社			
名称	(ふりがな) かぶしきが	いしゃ そらすと			
	株式会社	ソラスト			
主たる事務所の所在	本社:〒108-8210				
地・連絡先	東京都港区港南1	丁目 7 番 18 号 A-PLACE 品川東 6 階			
	TEL: 03-3450-261	0 FAX: 03-3450-2612			
	介護事業本部:〒108-8455				
	東京都港区芝4丁目1番23号 三田NNビル17階				
	TEL: 03-6865-1770				
ホームページアドレス	https://solasto.co.jp/				
代表者	氏名	藤河 芳一			
	職名	代表取締役社長			
設立年月日	1965年10月12日				
主な実施事業	居宅サービス事業・介護予防サービス事業・医療関連事業(医療事務受				
	託・医業経営コンサルティ	ング等)・保育事業・教育事業 他			
	別添1 (別に実施する介護	サービス一覧表)			

## 2. 有料老人ホーム事業の概要

# (住まいの概要)

名称	(ふりがな) かいごつき	(ふりがな) かいごつきゆうりょうろうじんほーむ そらすとかわぐ				
	ち					
	介護付有料老人ホーム	ソラスト川口				
所在地	〒332-0002					
	埼玉県川口市弥平 2-22-	-10				
主な利用交通手段※	最寄駅	① JR 京浜東北線 「川口」駅				
		② 埼玉高速鉄道 「川口元郷」駅				
	交通手段と所要時間	① JR川口駅東口より国際興業バスにて、舎人団				
		地方面行・入谷東・入谷東循環にて乗車15分弥				
		平新田にて下車、徒歩5分				
		② 埼玉高速鉄道川口元郷2番口より国際興業バ				
	スにて、舎人団地方面行・入谷東・入谷東循環					
		にて乗車8分弥平新田にて下車、徒歩5分				
連絡先	電話番号	048-227-5243				
	FAX番号	048-227-5294				
	ホームページアドレス	https://solasto-kaigo.com/				
管理者	氏名	横井 志保				
	職名	施設長				
建物の竣工日		2006年2月28日				
有料老人ホーム	ム事業の開始日	2006年4月1日				

<sup>※</sup>最寄りの交通機関からの距離を徒歩で示す場合は、1分を80m以下の距離で換算すること。

## (類型)【表示事項】

1 介護付	1 介護付(一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)				
2 介護付	— 2 介護付(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合)				
3 住宅型					
4 健康型	<u>.</u>				
1又は2に	介護保険事業者番号	1170203267			
該当する場	指定した自治体名    川口市				
合	事業所の指定日 2006 年 4 月 1 日				
	指定の更新日(直近) 2018 年 4 月 1 日				

#### 3. 建物概要

土地	敷地面積	134	1349. 80 m²						
*	所有関係	1	事業	事業者が自ら所有する土地					
		2		事業者が賃借する土地					
				)契約形態	1		型約・2 元		
				を	1		<u> </u>		
			契約其		1	あり			
				•••			3月1日~2	2041年2月28日	
					2	なし			
			契約σ	)自動更新	1	あり 2	2 なし		
建物	延床面積			全体	263	39. 45 ㎡(地	上 5 階建)		
			うち、老	人ホーム部分	188	31. 24 m²			
	耐火構造	1	耐火	建築物	•				
		2	準耐り	火建築物					
		3	その作	也(			)		
	構造	1	鉄筋:	コンクリート造	į				
		2	鉄骨泊	告					
		3	木造						
		4	その作	その他( )					
	建築確認の 用途指定	有	料老人,	トーム・その他(			)		
	所有関係	1	事業者が自ら所有する建物						
		2	事業者が賃借する建物						
			借家の	)契約形態	1	通常借家事	2約·2 定	E期借家契約	
			抵当権	重の設定	1	あり 2	2 なし		
			契約期	明間	1	あり			
						2006年	3月1日~2	2041年2月28日	
					2	なし			
			契約σ	)自動更新	1	あり 2	2 なし		
居室		1 全室個室 居室総数 52 室 定員 52 人 (一時介護室を除く)					護室を除く)		
の状	居室区分	2 相部屋あり							
況	【表示事項】		最少 人部					人部屋	
			最大					人部屋	
			イレ	浴室		面積	戸数・室 数	区分*	
	一般居室	有	/無	有/無		18. 30 m <sup>2</sup>	52 室	一般居室個室	
	タイプ2	<b></b>	大無	有/無		m <sup>*</sup>			

タイプ3	有/無	有/無	m <sup>*</sup>	
タイプ4	有/無	有/無	m <sup>*</sup>	
タイプ5	有/無	有/無	m <sup>²</sup>	
タイプ6	有/無	有/無	m <sup>*</sup>	
タイプフ	有/無	有/無	m <sup>*</sup>	
タイプ8	有/無	有/無	m <sup>*</sup>	
タイプ9	有/無	有/無	m <sup>*</sup>	
タイプ 10	有/無	有/無	m <sup>*</sup>	
 タイプ8 タイプ9	有/無	有/無	m <sup>*</sup>	

▼ ※「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室個室」「介護居室相部屋」

	暇店至個至」□一般に 時介護室」の別を記		<b>卜護居室</b> 個室」「介護居室個室」「介護居室相哥	) 座 ]		
共 用	- 「一般主」 ジがとに	<b>/</b> \0	うち男女別の対応が可能な	0 , ==		
施 設	共用便所におけ	11ヶ所	便房	2ヶ所		
	る便房	ות ליוו	うち車椅子等の対応が	9ヶ所		
			可能な便房			
	, 共用浴室	5ヶ所		4ヶ所		
				1ヶ所		
			チェア一浴   (通所介護と共有)	1ヶ所		
	共用浴室におけ	1ヶ所		0ヶ所		
	る介護浴槽	1 7 171		0ヶ所		
				0ヶ所		
	食堂	1 あり	2 なし			
			3、4階談話室・機能訓練室と共用			
		(2階 168.39	m <sup>*</sup> · 3 階 58. 13 m <sup>*</sup> · 4 階 58. 13 m <sup>*</sup> )			
	便所	設置箇所 各居室、各階に共用				
	洗面設備	設置箇所 各	居室、各階に共用			
	医務室(健康管理	設置階 2階				
	室)	=n. == n/k 1 n/k	(10, 702)			
	応接室/面談室	設置階 1 階 設置階 1階	(10. 76 ㎡) (64. 00㎡) 2階 (14. 42㎡)			
	事務室 宿直室	設置階 一	(04. 00III) ZP自 (14. 4ZIII)			
	,"57年————————————————————————————————————	設置階 2, 3, 4階				
	看護・介護職員					
	室	設置階 1階	(通所介護・訪問介護と共有)			
	機能訓練室	設置階 2、3	3、4階			
		食堂・談話室	と共用			

		(2階 168.39㎡・3/4階58.13㎡)		
	健康・生きがい施	設置階 — ( m <sup>2</sup> )		
	設			
	外来者宿泊室	設置階 — ( m <sup>2</sup> )		
	入居者や家族が	1 あり 2 なし		
	利用できる調理			
	設備			
	エレベーター	1 あり(車椅子対応)		
		2 あり(ストレッチャー対応) 2基		
		3 あり (上記1・2 に該当しない)		
		4 なし		
消防	消火器	1 あり 2 なし		
用設	自動火災報知設	1 あり 2 なし		
備等	備			
	火災通報設備	1 あり 2 なし		
	スプリンクラー	1 あり 2 なし		
	防火管理者	1 あり 2 なし		
	防災計画	1 あり 2 なし		
その	緊急通報装置等	[緊急通報装置等の種類及び設置箇所]		
他	緊急連絡・安否	各居室、居室内トイレ・共用トイレ・特殊浴室・脱衣室にナー		
	確認	スコールを設置。		
		館内で受信、及び携帯可能な小型受信機(PHS)を備える。		
		インカム設置		
		[安否確認の方法・頻度等]		
		巡回(夜間にも夜勤ヘルパー3名が巡回)。頻度は、入居者の意向		
		の確認、意見交換等を行い、できる限りそれを尊重する。		
	同一敷地内の併	埼玉県指定(介護・予防)通所介護施設		
	設施設又は事業	2012年3月1日指定 指定番号1170203143号		
	所等の概要	(初回指定日: 2006年3月1日)		
		埼玉県指定(介護・予防)訪問介護施設		
		2012年3月1日指定 指定番号1170206203号		
		(初回指定日: 2006年3月1日)		

## 4. サービスの内容

# (全体の方針)

事業の目的	事業所は、「川口市有料老人ホーム設置運営指導指針」等
	に基づき、適正な運営を確保するために人員及び管理運
	営に関する事項を定め、要支援、要介護状態にある高齢
	者に対して良好な生活環境を提供することを目的とし
	ます。
運営に関する方針	1 事業所は、利用者に対して、食事、入浴、排泄の介
	護その他日常生活上の世話、機能訓練、通院時及び退
	院後の療養上の世話を行う事により利用者が有する
	能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むこと
	ができるように支援します。
	2 事業所が提供する特定施設入居者生活介護、介護予
	防特定施設入居者生活介護は、介護保険法令及び厚生
	労働省通知の内容に沿ったものとします。
	3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立った
	サービスの提供に努力し、利用者が必要とする適切な
	サービスを提供します。
	4 サービスの提供は、個別の特定施設サービス計画を
	作成し、利用者の同意のもとに実行します。
	5 利用者の個人情報の取り扱いについては、その利用
	目的を示し本人の予め同意を得て取り扱うものとし、
	個人情報保護法の精神に立って、個人情報の管理等に
	努めます。
	6 サービス担当者会議、その他事業者が遵守すべき運
	営基準等の法令や加算の要件となる各種の会議等
	(利用者またはその家族が参加するものを含む)に
	おいて、感染防止や多職種連携促進の観点から、利用
	者の状態の変化等に留意しつつ、テレビ電話装置等
	を活用して実施する場合があります。 
サービスの提供内容に関する特色	介護保険の理念に基づき『自立支援とトータルケア』の
	サービスを基本理念としています。この理念のもと「こ
	の町で暮らしたい」「生きがいをもって生活したい」「自
	分らしく生きたい」「自立を目指したい」といったニーズ
	│ │にこたえるため、より良いサービスを提供することを使
	命としています。
	また、日中は毎日看護師を配置していることで、状態の
	よた、ロ中は毎日有護師を配担していることで、状態の

	良くない利用者に対しても、その人らしい生活の質を守						
	ることを、使命としています。サービスの提供にあたっ						
	ては、以下の視点を大切にしていく事とする。						
	(1) 入居者の皆様がつくり上げてきた生活や人生、価値						
	観を尊重すること。						
	(2) 入居者の皆様のプライバシーや自己決定・自己選択						
	を尊重する。						
	(3) ケア計画はいつも「こころ・からだ・環境」の視点か						
	ら作成する。						
	職員は常にケアチームの一員である自覚と使命を忘れ						
	ずにチームで情報を提供し、標準化されたサービスを提						
	供すること。						
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施 2 委託 3 なし						
食事の提供	1 自ら実施 2 委託 3 なし						
洗濯、掃除等の家事の供与	1 自ら実施 2 委託 3 なし						
健康管理の供与	1 自ら実施 2 委託 3 なし						
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施 2 委託 3 なし						
生活相談サービス	1 自ら実施 2 委託 3 なし						

## (介護サービスの内容)

特定施設入居者生活介	伊思林公司	(I)	1 あり 2 なし
護の加算の対象となる	個別機能訓練加算	( 11 )	1 あり 2 なし
サービスの体制の有無	A D L 維持加算	(I)	1 あり 2 なし
	ADL無行加昇   	(Ⅱ)	1 あり 2 なし
	夜間看護体制加算		1 あり 2 なし
	医療機関連携加算		1 あり 2 なし
<b>1</b>	看取り介護加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(I)	1 あり 2 なし
	「□ (Ⅱ)		1 あり 2 なし
	退院・退所時連携加算		1 あり 2 なし
	   入居時継続支援加算	(I)	1 あり 2 なし
	八凸时他机又该加昇	(Ⅱ)	1 あり 2 なし
	生活機能向上連携加算	(I)	1 あり 2 なし
	工石版化門工建场加弃	(Ⅱ)	1 あり 2 なし
	若年性認知症入居者受入力	11算	1 あり 2 なし

	口腔衛生管理体制加算		1 あり 2 なし
		グ加算	1 あり 2 なし
	科学的介護推進体制加算		1 あり 2 なし
	(1)		1 あり 2 なし
	認知症専門ケア加算	(II)	1 あり 2 なし
		(I)	1 あり 2 なし
	サービス提供体制強化	(II)	1 あり 2 なし
	加算	(III)	1 あり 2 なし
		(1117)	
	介護職員処遇改善加算	(I)	1 あり 2 なし
		(-)	
	介護職員等特定処遇改	(I)	1 あり 2 なし
	善加算	(П)	1 あり 2 なし
	身体拘束廃止未実施減算		1 あり 2 なし
介護予防特定施設入居		(I)	 1 あり 2 なし
者生活介護の加算の対	個別機能訓練加算	(П)	 1 あり 2 なし
象となるサービスの体		(I)	1 あり 2 なし
制の有無	ADL維持加算	(II)	1 あり 2 なし
		I	<u> </u>
	医療機関連携加算		<u>=</u> 1 あり 2 なし
	退院・退所時連携加算		1 あり 2 なし
	若年性認知症入居者受入	 加算	1 あり 2 なし
	口腔衛生管理体制加算		1 あり 2 なし
	口腔・栄養スクリーニング	グ加算	1 あり 2 なし
	科学的介護推進体制加算		1 あり 2 なし
		(I)	1 あり 2 なし
	認知症専門ケア加算	(II)	1 あり 2 なし
		(I)	1 あり 2 なし
	サービス提供体制強化 加算	(II)	1 あり 2 なし
	74-51	(III)	1 あり 2 なし
	介護職員処遇改善加算	(I)	1 あり 2 なし
	介護職員等特定処遇改	(I)	1 あり 2 なし
	善加算	(Π)	1 あり 2 なし
	身体拘束廃止未実施減算		1 あり 2 なし
	_ 0 _		

人員配置が手厚い介護	1 あり	(介護・看護職員の配置率)	
サービスの実施の有無	1 65 7	:	
	2 なし		

## (医療連携の内容)

医療連携の内容/				
医療支援		1 救急車の手	酉己	
	※複数選択可	2 入退院の付き添い		
		3 通院介助		
		4 その他(訪	問診療医の確保)	
協力医療機関	1	名称	医療法人社団悠翔会 悠翔会在宅クリニック川口	
		住所	埼玉県川口市柳崎 4-8-33	
		診療科目	内科	
		協力内容	訪問診療、24 時間体制の医療・相談及び臨時往診	
	2	名称	医療法人社団 黎明会 足立東クリニック	
		住所	東京都足立区谷中 1-17-7 1 階	
		診療科目	内科	
		協力内容	訪問診療、24 時間体制の医療・相談及び臨時往診	
	3	名称		
		住所		
		診療科目		
		協力内容		
	4	名称		
		住所		
		診療科目		
		協力内容		
	5	名称		
		住所		
		診療科目		
		協力内容		
協力歯科医療機	幾関	名称	医療法人社団桜栄会 大塚デンタルオフィス	
		住所	東京都豊島区南大塚 2-15-6 金文字ビル 3 階	
		協力内容	歯科診療(齲蝕治療・義歯作成・口腔ケア等)	
入居者が医療を要する場合		通院-医療機関	への通院同行は、医療保険制度で給付される以外	
の対応(入居者の意思確認、		の費用、交通費については入居者負担。		
医師の判断、医療機関の選		入院一・医師の判断を基本として、入居者及びご家族とお話		
定、費用負担、長期に入院す		いの上、協力医療機関からの紹介先、または希望する病		

る場合の対応等)	院に入院。
	・入院に係る費用は入居者負担。
	・入院期間中は、月額利用料のうち管理費及び家賃の負担
	が必要。

# (入居後に居室を住み替える場合)

人  大  大  大  大  大  大  大  大  大  大  大  大  大				
入居後に居室を住み替える場	1 一時介護室へ移る場合			
合	2 介護居室へ移る場合			
※複数選択可	3 その他 ( )			
判断基準の内容	下欄参照			
手続きの内容	1 事業者の都合により、ソラスト施設における居室の変更を			
	行う場合の事務手続き、及び費用負担については、以下に準			
	じて処理するものとする。			
	(1) 同一施設内での変更については、入居者は費用負担を要			
	しない。ただし、入居者及び身元引受人は各種契約書等			
	の変更等の事務手続きに協力するものとする。			
	(2)事業者が運営する、異なる施設間での変更については、入			
	居者は費用負担を要しない。ただし、入居者及び身元引			
	受人は退去と再入居に必要な事務手続きに協力するもの			
	とする。			
	(3) 事業者の都合に基づき居室の変更を行う場合、事業者は			
	入居者の不利益とならないように、医師の意見を聞き、			
	一定の観察期間を経た上で、入居者及び身元引受人の同			
	意を得るものとする。			
	2 入居者または身元引受人の都合により、ソラスト施設にお			
	ける居室の変更を行う場合の事務手続き及び費用負担につい			
	ては、以下に準じて処理するものとする。			
	(1) 同一施設内での変更については、入居者及び身元引受人			
	は今まで使っていた居室のクリーニング費用及び経年的			
	変化を除いた入居当時の居室の状態を回復するための費			
	用を負担し、移動後 1 ヶ月以内に事業者へ支払うものと			
	する。また、各種契約書等の変更等の事務手続きに協力			
	するものとする。			
	(2) 異なる施設間での変更については、通常の退去及び入居			
	と同様の扱いを基本とする。			
追加的費用の有無	1 あり 2 なし			
居室利用権の取扱い	1 変更なし 2 変更あり 3 非該当			

前払金償却の調	整の有無	1	あり	2 なし
従前の居室と	面積の増減	1	あり	2 なし
の仕様の変更	便所の変更	1	あり	2 なし
	浴室の変更	1	あり	2 なし
	洗面所の変更	1	あり	2 なし
	台所の変更	1	あり	2 なし
	その他の変更	1	あり	(変更内容)
		2	なし	'

#### (入居に関する要件)

.人店に関りる安計/ 					
入居対象となる者	自立している者	1 あり 2 なし			
【表示事項】	要支援の者	1 あり 2 なし			
	要介護の者	1 あり 2 なし			
	介護保険の要支援 1・2、要介護 1~5 の認定を受けている方。				
	(65 歳以上の方、また	たは要介護状態の原因が介護保険で指定			
	する特定疾患である4	10~64 歳の方。)			
留意事項	_				
契約の解除の内容	1 事業者は入居者が	「以下のいずれかに該当するときには、3			
	ヶ月の予告期間をお	おいて本契約を解除することができる。			
	ただし、本契約の解除に際しては、入居者の事情を十分に斟				
	酌し、身元引受人も含めた協議の上決定するものとする。				
	(1)共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけ				
	る恐れがあるとき。ただし、この場合は、事業者の一方				
	的な判断によらず、入居者及び身元引受人に対し、弁明				
	の機会を与える	<b>らものとする。</b>			
	(2)入居時に提出書	書類などで虚偽や不正の申告があるなど			
	信頼関係を著し	<b>ノく損なうような時</b> 。			
	(3) 常時医療行為が必要となるなど、入居者の身体状況が事業者の介護の範囲を超えたとき。ただし、この場合は、 医師の意見を聞き、一定の観察期間を経た上で、入居者				
	及び身元引受人の同意を得るものとする。				
	2 入居者が事業者に支払うべき利用料を 1 ヶ月間滞納し再				
	三催告したにも関れ	っらず支払いの意思がなく、未払いの期			

間が 3 ヶ月経過したとき、事業者は本契約を解除することができる。

- 3 入居者は、退去予定日の30日前までに、事業者の定める 退去届を事業者に提出し、退去予定日までに居室を明け渡 すことで、本契約を解除することができる。ただし、定めら れた期日(退去予定日の30日前)までに退去届を提出せずに 本契約を解除する場合は、入居者は事業者に違約金として1 ヶ月分の家賃と管理費を支払うものとする。
- 4 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときには、入居者に対して文書で通知することにより、直ちに契約を解除することができる。
  - (1) 入居者、入居者の署名代行者・身元引受人・法定代理 人及び家族等が故意に法令違反その他重大な秩序破壊 行為をなし、改善の見込みがない場合
  - (2) 入居者、入居者の署名代行者・身元引受人・法定代理 人及び家族等に暴言・暴力・ハラスメント等があり、 事業者又は他の入居者等との間にトラブルが生じる恐 れがあるまたは職員のサービス提供に支障が生じると 事業者が判断した場合
- 5 契約は次の場合に終了する。
- (1) 入居者が死亡したとき。
- (2) 事業者が入居契約に基づき本契約の解除を通告し、予 告期間が満了したとき。
- (3) 入居者が入居契約に基づき、退去届を事業者へ提出し、 退去予定日が到来したとき。
- 6 事業者及び入居者は、それぞれ相手方に対し、次の各号 の事項を確約する。
  - (1) 自ら(自己が法人の場合は、業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。なお、入居者の署名代行者・身元引受人・法定代理人及び家族等も含むものとする。
  - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

	T.				
	ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為				
	イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信				
	用を毀損する行為				
	(4) 事業者及び入居者は、相手方が反社会的勢力に属する				
	と判明した場合、催告をすることなく、契約を直ちに				
	解除することができるものとする。				
	(5)事業者又は入り	<b>居者が、第4号の規定により、契約を解</b>			
	除した場合には	<b>は、これによる相手方の損害を賠償する</b>			
	責任を負わなり	いものとする。			
	(6)第4号の規定(	こより、事業者又は入居者が契約を解除			
	した場合におい <sup>-</sup>	て、相手方は解除者に生じた全損害につ			
	いて賠償する責何	壬を負うものとする。			
事業主体から解約を求める場合	解約条項	上記の該当条項参照			
事業主体から胜利を水める場合	解約予告期間	3ヶ月			
入居者からの解約予告期間	30 日前				
体験入居の内容	1 あり(内容: 聶	長3日間 (1日1,782円/税込価格)			
	2 なし				
入居定員	52 人				
その他	【身元引受人等の条件	‡及び義務等】			
	入居者に債務不履行な	があったときは、入居契約から生ずる―			
	切の金銭債務について	で連帯して履行の責を負う。			
	身元引受人の負担は下	「記に記載する極度額を限度とする。			
	(ア)極度額 10	0万円			
	なお、身元引受人が負担する債務の額は、「契約の解除の内容」				
	に記載の契約終了事由に該当した時に、確定するものとする。				
	入居者の契約解除の適用を受ける場合には、入居者の身柄を				
	引き取る責任を負うものとする。				
	(詳細は入居契約書に	(詳細は入居契約書に記載のとおり)			

# (緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続き)

	1 事業所は、介護サービスの提供に当たっては、入居者の生命又
   緊急やむを得ない場合に	は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束
■ 素点でして何ない場合に ■ 身体拘束等を行う際の手	その他入居者の行動の制限は行わない。ただし、緊急やむを得ず
■ 対体拘束等を行う除の子 ■ 続き	身体拘束を行う場合は、あらかじめ非代替性、一時性、切迫性の
が、さ	3 つの要件についてそれぞれ検討の上、その経過及び結果を記録
	するとともに、別紙「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明

書」にて身元引受人・代理人等に説明するものとする。

2 事業所は、拘束の実施に当たっては、その様態及び、時間、その際の入居者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、 定期的な見直しの際の資料とする。なお、身元引受人・代理人等から要求がある場合及び監督機関等の指示等がある場合には、これを開示する。

#### 5. 職員体制

#### (職種別の職員数)

#### (2021年9月1日)

		職員数(実人数)			常勤換算人数	備考
		合計		<b>%1%</b> 2	(資格・委託	
			常勤	非常勤		等)
管理	理者	1	1		1	介護福祉士
生》	舌相談員	1	1		1	介護福祉士
直	<b>妾処遇職員</b>	21	15	6	15. 8	
	介護職員	18	13	5	13. 2	介護職員初任者研修
	(派遣職員含)					実務者研修
						介護福祉士
	看護職員	3	2	1	2. 6	看護師・准看護師
機能	能訓練指導員	1	1		1	柔道整復師
計ī	画作成担当者	1	1		1	介護支援専門員
栄	養士		3			委託㈱メフォス
調	理員		2	1		委託(株)メフォス
事	· 務員	1	1		1	
そ(	の他職員	2		2	1.5	
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時			すべき時間数	<b>*</b> 2	40 時間	

<sup>※1</sup> 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務 すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数 をいう。

#### (従業員の職務内容)

職種	職務内容
管理者	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員	入居者又は家族からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計
	画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
看護職員	利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導
介護職員	入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活に充実
	に資するよう、適切な介護を行う。
機能訓練指導員	生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を
	必要に応じ行う。
計画作成担当者	サービス計画を作成し、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営
	むことができるよう支援する。

#### (資格を有している介護職員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士	1		1
介護福祉士	6	5	1
基礎研修の修了者			
実務者研修の修了者	3	3	
初任者研修の修了者	3	2	1
介護支援専門員	1	1	
ホームヘルパー1級			
ホームヘルパー2級	1		1
社会福祉主事			
無資格者			

#### (資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	3	2	1
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復士	1	1	
あん摩マッサージ指圧師			

## (夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間( 17 時~10 時 )					
	平均人数	最少時人数(休憩者等を除く)			
看護職員	0	0			
介護職員	3	2			

#### (特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の	契約上の職員配置比率 <sup>※</sup>	а	1.5:1以上
利用者に対する看護・介護	【表示事項】	b	2:1以上
職員の割合		С	2.5:1以上
(一般型特定施設以外の場		d	3:1以上

合、本欄は省略可能)	実際の配置比率			3 · 1
	(記入日時	点での利用者数:常勤換算	3.1	
※広告、パンフレット等にお	ける記載内	容に合致するものを選択		
外部サービス利用型特定施	ホームの職員数		人	
料老人ホームの介護サービ	訪問介護事業所の名称			
(外部サービス利用型特定)	訪問看護事業所の名称			
場合、本欄は省略可能)	通所介護事業所の名称			

#### (職員の状況)

			他の職	務との第	퇁務					1 あ	IJ :	2 なし	
管理者		業務に係る資格等		1	あり								
居.	<b>咥</b> 乍	l					資格等	の名称	介護福	祉士			
						2	なし						
			看護	職員	ĵ	護	職員	生活村	目談員	機能訓網	東指導員	計画作品	
			常勤	非常勤	常勤	j)	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前4	年度	1年間の			1								
採	用者	<b>ó数</b>											
前4	年度	[1年間の		1	4		2	1					
退	職者	<b>ó数</b>											
応	業	1年未満			2								
応じた職員の人数	業務に従事し	1年以上	1		2		1			1			
職	従東	3年未満											
りの		3年以上		1								1	
人数	た 経	5年未満											
	験年数	5年以上	1		4		1	1					
3		10年未満											
	I.	10年以上					1						
従	従業者の健康診断の実施状況 1 あり 2 なし												

# 6. 利用料金

# (利用料金の支払い方法)

足住の佐利取能	1	利用権方式
│居住の権利形態 │【まニ東西】	2	建物賃貸借方式
【表示事項】 【	3	終身建物賃貸借方式
利用料金の支払い方式	1	全額前払い方式
【表示事項】	2	一部前払い・一部月払い方式

	3 月払い方式				
	4 選択方式 ※該当する方式を全て選択1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 3 月払い方式				
支払い方法	入居一時金がある場合は、施設が定める方法により支払うものとする。月額利用料その他は、毎月の請求による支払い。利用料等及び介護サービス料(介護保険の介護給付費または予防給付費に対する個人負担額など)は、毎月の請求による支払い。三菱 UFJファクター株式会社集金代行サービス(お客様からの代金を預金口座より回収するシステム)を通じて、利用料を、金融機関口座から毎月26日(金融機関が休日の場合は翌営業日)に引落としを行う方法により支払いを行うものとする。なお、入居月が属する月(以下、「入居月」という。)分及びその翌月分の家賃を事業者が送付する家賃に係る請求書が入居者に到達した日の翌日から起算して1週間を経過する日までに(当該請求書が到達した翌日から入居日までの期間が1週間に満たない場合にあっては、入居日の前日までに)、事業者の定める方法により支払わなければならない。なお、振込手数料は入居者の負担とする。				
   年齢に応じた金額設定	1 あり 2 なし				
要介護状態に応じた金額設定	1 あり 2 なし				
月の中途の入・退去におけ	1 入居後 3 ヶ月以内において、入居者から解約の申し出がなされ、退去				
る利用料金(月払い)の取り 扱い	予定日までに居室を明け渡した場合、または死亡により、本契約を終了できるものとする。(即時解約を含む) 1. 起算日:入居日の翌日(注)				
	2. 期間計算方法				
	(注)				
	(1)月途中の入居:入居日の翌日を起算日とし、3 ヶ月が経過する月において、起算日に応答する日の前日				
	※この場合で最終月に応答日がない場合、3ヶ月が経過する月の末日 とする。				
	(2) 末日の入居:翌月の初日を起算日とし、3ヶ月が経過する月の末日				
	3 返還金起算日:入居した日				
	4 事業者は入居者が月の中途に退去する場合、基本利用料のうち管				
	理費、食費、家賃について日割計算して精算する。				
入院等による不在時における	別添3「料金表」参照				
利用料金(月払い)の取扱い					
利用料金 条件	経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の同業種の利用料との比				

の改定		較等によって著しく不相当となったとき。
	手続き	1ヶ月前に通知し、運営懇談会を経て、利用料等を改定する。

# 利用料金のプラン【代表的なプランを2例】) →別紙料金表のとおり

						-	プラン	<b>√</b> II		プラン	√ I
入居	書者の4	犬 要介	<b></b> 下護度			要	更介護	<b>£</b> 2	要介護 2		
況		年歯	ή.					65 歳以上			65 歳以上
居室	医の状況	兄床面	面積					18. 30 m <sup>2</sup>			18. 30 m <sup>2</sup>
		便所	便所		1	有	2	無	1	有 2	無
		浴室			1	有	2	無	1	有 2	無
		台京	·Г		1	有	2	無	1	有 2	無
入居	時点	で前担	<b>ム金</b>				2,	340,000円			円
必要	な費用	<b>東</b>	È					円			円
月額	費用の	合計 (1	ヶ月 30 日・要	介護2の場合)				176, 070 円			215, 070 円
	家賃							71,000円			110,000円
			特定施設力	(居者生活介語	護の:	費用	(1 7	月30日の	例)		
						月額		1 割負	担	2	割負担
				要介護1		165, 7	57円	16	, 576₽	9	33, 152円
		介		要介護 2		186, 0	92円	18	, 610円	9	37, 219円
		護 保		要介護3	:	207, 6	59円	20	,766円	9	41,532円
		介護保険内		要介護 4	:	227, 3	77円	22	,738円	9	45, 476円
		*		要介護 5	1	248, 6	36円	24	, 864円	9	49, 728円
		î	介護予防特	<b>寺定施設入居</b>	者生:	舌の書	費用	(1ヶ月30	日の例	列)	
	サー					月額		1割負	担	2	割負担
	サービス費用			要支援1		56, 0°	74円	5	, 608円	9	11, 215円
	費			要支援 2		95, 8	19円	9	, 582₽	9	19, 164円
	用										
			食費					53, 460 円		5	3, 460 円
		介									
		護保	管理費					33,000円			33,000円
	介護保険外		使途								
		*	介護費用					0 円			0 円
		<u>*</u> 2	水道光熱費					0円			0円
			その他					0円			0円
			月額利用料	に含まれな							
			い実費負担	等							

※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。

介護職員処遇改善加算 I の場合、基本サービス費(特定施設入居者生活介護利用料)に各種加算減算を加えた総単位数に、サービス別加算率 8.2%を乗じた単位数に単位数単価 10.27 円(地域区分)を乗じた金額。

介護職員等特定処遇改善加算 I の場合、基本サービス費(特定施設入居者生活介護利用料)に各種加算減算を加えた総単位数に、サービス別加算率 1.8%を乗じた単位数に単位数単価 <u>10.27</u>円(地域区分)を乗じた金額。

介護職員等特定処遇改善加算 II の場合、基本サービス費(特定施設入居者生活介護利用料)に各種加算減算を加えた総単位数に、サービス別加算率 1.2%を乗じた単位数に単位数単価 10.27円(地域区分)を乗じた金額。

※2 有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護 費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない)

#### (利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	土地・建物の賃借料、設備備品費等を基礎として、1室あたりの家賃
	を算出した。
一時金(前家賃)	※次項(前払金の受領)欄参照
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
管理費	共用部分の水道光熱費・事務経費・衛生管理費・保守管理費
	および居室の光熱水費を含む。
食費	厨房維持費、及び1日3食を提供するための費用。
水道光熱費	<del>-</del>
利用者の個別的な選択に	別添 2
よるサービス利用料	/ // // // // // // // // // // // // /
その他のサービス利用料	_

#### (特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠			
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	基本報酬及び前掲の加算の利用負担分			
特定施設入居者生活介護*における人員配置が手厚	(前掲)			
い場合の介護サービス(上乗せサービス)	(月17年)			
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。				

## (前払金の受領)

算定根拠		① 月額家賃110,000円-②月額家賃71,000円=39,000円 39,000円×60ヶ月(5年×12ヶ月)=2,340,000円			
想定居住期間(償却年月数)		60 ヶ月			
償却の開始日	3	初期償却なし。 開始日:入居後3月後、3月分償却。以後毎月償却。			
	間を超えて契約が継続 構えて受領する額(初	0円			
初期償却率		0%			
返還金分法の	入居後3ヶ月以内 の契約終了 【短期解約特例(ク ーリングオフ)】	入居日から3ヶ月以内において、入居者から解約の申し出がなされ退居予定日までに居室を明け渡した場合、または死亡により、本契約を終了するものとする。(即時解約を含む)  1 起算日:入居日の翌日(注) 2 期間計算方法 (注) (1) 月途中の入居:入居日の翌日を起算日とし、3ヶ月が経過する月において、起算日に応答する日の前日※この場合で最終月に応答日がない場合、3ヶ月が経過する月の末日とする。 (2) 末日の入居:翌月の初日を起算日とし、3ヶ月が経過する月の末日 3 返還金起算日返還金の起算日:入居した日 4 入居一時金の返還手順事業者は、老人福祉法施行規則に従って短期解約特例を定め、入居後3ヶ月が経過するまでの間に、契約が解除又は死亡により終了する場合に対応します。 「3ヶ月以内の解約」条項に基づく入居一時金の返還は、以下の手順により算出します。 (1) 日割家賃等 1,300円 (計算式 2,340,000円÷60(月)÷30(日)) ※入居一時金のうち返還対象部分を償却月数で割り返し、30で除した額です。 (2) 返還金=受領済みの入居一時金全額—((1)の日割家賃等×入居日から契約終了日までの日数※)			

I		
		(例) 入居者の入居後、30 日経過した時点で契約が解除等された場合 2,340,000円-((1) ×30日) = 2,301,000円  (例) 入居者の入居後、3ヶ月目(当日解約申し入れ)で契約が解除等された場合
		2,340,000円— ((1) ×30 (日) ×3 (月))
		=2,223,000円
		※短期解約特例は、入居者から3ヶ月目に「即日解約」の
		申し入れがあった場合も対象となります。
		入居日より3ヶ月を経過し、かつ、想定居住期間内で解約が解除・終了した場合、(1)または(2)により算出した額を返還します。 (1)契約終了日が月の末日の場合
		◎返還金=月次償却額× (想定居住期間-入居期間
		)
		例)20ヶ月だけ入居した場合の返還金額の算定方法 計算式 (2,340,000円÷60ヶ月)×(60-20)=1,560,000円
	入居後3ヶ月を超 えた契約終了	ら退去月までの月数)+(月次償却額÷30(1円未満の端数は四捨五入)×退去月の初日から契約終了日までの日数)} 例)入居日9/1、終了日1/5の場合(4ヶ月と5日)計算式 2,340,000円- [(39,000円×4)+(39,000円÷30×5)]=2,177,500円
		※月次償却額:「入居一時金÷償却年月数」で算定する
		1ヶ月あたりの償却額です。
		※月途中に利用契約が開始または終了した月においては 20.70%した日割以計算にて第出します。
		30で除した日割り計算にて算出します。 ※定額償却期間終了後の返還金はありません。
	1 演典促証素符	<b>小だ照原型が旧作」及りを返立はのりよせん。</b>
	1 連帯保証を行     う銀行等の名称	
前払金の		
保全先	2 信託契約を行	
	う信託会社等の名   称	
	TT	

3 保証保険を行う保険会社の名称		
④ 全国有料老人ホーム	協会	
5 その他(名称:		)

# 7. 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

( 2021年9月1日現在)

性別	男性	15 人
	女性	37 人
年齢別	65 歳未満	1人
	65 歳以上 75 歳未満	3人
	75 歳以上 85 歳未満	11 人
	85 歳以上	37 人
要介護度別	自立	0人
	要支援1	4 人
	要支援 2	2 人
	要介護 1	8人
	要介護 2	15 人
	要介護 3	12 人
	要介護 4	5 人
	要介護 5	6人
入居期間別	6ヶ月未満	5 人
	6ヶ月以上1年未満	6人
	1年以上5年未満	19 人
	5 年以上 10 年未満	14 人
	10 年以上 15 年未満	5 人
	15 年以上	3人

## (入居者の属性)

平均年齢	男性	82.9歳	女性 87.0 歳
入居者数の合計		52 人	(定員 52 人)
入居率**			100%
※ 入居者数の合計を入居定員数で除し	て得られた割合。一時的に不在	となって	いる者も入居者
に含む。			

## (前年度における退去者の状況)

退去先別の	自宅等		1人
人数	社会福祉施設		1人
	医療機関		0人
	死亡者		14 人
	その他		0人
生前解約の	施設側の申し出		0人
状況		(解約事由の例)	
	入居者側の申し出		2人
		(解約事由の例) ご自宅でご家族と過ごしたい。	
		介護施設へ転居。	

# 8. 苦情・事故・非常災害等に関する体制

突口の夕む		<b>企業仕方料 老↓ナ</b> / ハニュレリロ				
窓口の名称		介護付有料老人ホーム ソラスト川口				
電話番号		048-227-5243				
対応している	平日	9 時から 18 時				
時間	_ 土曜	9 時から 18 時				
	日曜•祝日	9 時から 18 時				
定休日		なし				
窓口の名称		株式会社ソラスト 介護事業本部 関東介護ブロック				
電話番号		03-5821-6609				
対応している	平日	9 時から 17 時 30 分				
時間	土曜	取扱いなし				
	日曜•祝日	取扱いなし				
定休日		土曜 日曜 祝日				
窓口の名称		ソラスト福祉相談センター				
電話番号		0120-974-226 (フリーダイヤル)				
メールアドレス		fukushi-sodan@solasto.co.jp				
対応している	平日	9 時から 17 時 30 分				
時間	土曜	取扱いなし				
	日曜·祝日	取扱いなし				
定休日		土曜 日曜 祝日				
窓口の名称		川口市高齢介護課地域包括総合支援センター				
電話番号		048-225-5888				
対応している	平日	9 時から 17 時				
時間	土曜	取扱いなし				
	日曜・祝日	取扱いなし				
定休日		土曜 日曜 祝日				
窓口の名称		埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口				
電話番号		048-824-2568				
対応している	平日	8 時 30 分から 17 時				
時間		取扱いなし				
	日曜∙祝日	取扱いなし				
定休日		土曜 日曜 祝日				
窓口の名称		公益社団法人全国有料老人ホーム協会				
電話番号		03-3548-1077				
対応している	平日(月・水・	10 時から 17 時				
時間	金)					

# (サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	1 あり				
	 (その内容)				
	1 事業者は入居者に対するサービス提供時に事業者の責				
	めに帰すべき事由により入居者の生命・身体・財産に損				
	害を及ぼした場合は、事業者は損害賠償を速やかに行う				
	ものとする。				
	2 損害の発生につき、入居者に過失がある場合及び居室				
	内、外出の際において介護者不在の事故に関しては、事				
	業者は、損害賠償額を免除または減額することができる				
	ものとする。ただし、介助中の事故において介護者の故				
	意または過失に因る場合はこの限りではない。				
	3 事業者は、入居者が所有もしくは管理する財物(金品、				
	預貯金、高価品等の財産的価値を有するもの)に係る盗				
	難、紛失その他の事故については一切の賠償責任を負				
	わないこととする。				
	(詳細は入居契約書に記載のとおり)				
	《契約の概要》				
	居宅介護事業者賠償責任保険(施設所有(管理)者特				
	別約款・生産物特別約款)。対人・対物共通 10 億円、				
	人格権侵害 300 万円、受託物 100 万円、支援事業保障				
	100 万円、初期対応費用 500 万円。				
	2 なし				
介護サービスの提供により賠償	<u>1</u> あり				
┃すべき事故が発生したときの対	(その内容)				
応	有の場合の保険名(「居宅介護事業者・居宅介護支援事業者				
	賠償責任保険」東京海上日動火災保険株式会社)				
	2 なし				
事故対応及びその予防のための指針	1 あり				
	(その内容)				
	事故発生時には、施設は以下の段階を経て事態を処				
	理・収拾する。				
	1 施設の緊急連絡体制に沿って主治医、医療機関へ連				
	絡し、適切な処理を図る。				
	2 指定の家族連絡先、身元引受人へ事態を報告し、対				
	応方法を相談する。また、事故についての検証を行				
	い、再発の防止策を講じる。				

3	事故の状況および事故に際して採った処置を事業
	者所定の様式に記録し、その原因を解明し、再発防
	止策を講じた上で入居者および市区町村の指示に
	従い担当窓口等関係機関に報告する。
ж₁	7区町村が定める事故報告取扱要領に基づき、報告する。
2	なし

#### (非常災害対策)

非常災害対策	事業者は防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計
	画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要
	な訓練を行う。

# (ハラスメントの防止)

ハラスメント対策	事業者は、スタッフおよび利用者・家族との信頼関係のもと、互いに
	安心・安全な環境で適切なサービスの提供を確保する観点から、職場
	において行われる性的言動または優越的な関係を背景とした言動であ
	って業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者等の就業
	環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を
	講じるものとします。

## (利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、	4	あり	実施日	2	019年2月		
意見箱等利用者の意見等を	1	めり	結果の開示	1	あり	2	なし
把握する取組の状況	2	なし					
			実施日				
第三者による評価の実施	1	あり	評価機関名称				
状況			結果の開示	1	あり	2	なし
	2	なし					

#### 9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
管理規程	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
事業収支計画書	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の要旨	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない

## 10. その他

運営懇談会	1 あり	(開催頻度) 年1回以上		
	2 なし			
	1 代替措置あり	(内容)		
	2 代替措置なし			
提携ホームへの移行	1 あり(提携ホーム名)	: ソラスト大宮東・ソラスト大宮見沼・ソラ		
【表示事項】	スト越谷・ソラスト大宮	・ソラストさいたま中央・ソラスト江戸川)		
	2 なし			
有料老人ホーム設置時の老人	1 あり 2 なし			
福祉法第 29 条第1項に規定	3 サービス付き高齢者に	<b>向け住宅の登録を行っているため、高齢者</b>		
する届出	の居住の安定確保に関	引する法律第23条の規定により、届出が不		
	要			
高齢者の居住の安定確保に関	1 あり 2 なし			
する法律第5条第1項に規定				
するサービス付き高齢者向け				
住宅の登録				
有料老人ホーム設置運営指導	1 あり 2 なし			
指針「5.規模及び構造設備」				
に合致しない事項				
合致しない事項がある場合				
の内容				
「6. 既存建築物等の活用	1 適合している(代替	措置)		
の場合等の特例」への適合	2 適合している(将来の	の改善計画)		
性	3 適合していない			
有料老人ホーム設置運営指導	なし			
指針の不適合事項				
不適合事項がある場合の内				
容				

添付書類:別添 1	(別に実施する介護サービス一覧表)
別添 2	(個別選択による介護サービス一覧表)

別添3 (料金表)

*					
	説明年月日	年	月	日	
	説明者署名				

※ 契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

# 別添1 事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類	所在地			
71 HZ / C/147/IE/X			名称	
			石柳	
<居宅サービス>			1	
訪問介護	あり	なし	JII ロ	埼 玉 県 川 口 市 弥 平 2-22-10
			浦和	埼玉県さいたま市浦和区東仲町15-8グリーンスクェア401号
			七里	埼玉県さいたま市見沼区東門前351-4
			草加	埼 玉 県 草 加 市 草 加 1 - 10 - 1 グリーンヒルズ 1階
			戸田	埼玉県戸田市喜沢1-30-5 ブライトンI
			北越谷	埼玉県越谷市花田3-4-16 メゾンパントラン1F
			武蔵浦和	埼玉県さいたま市南区白幡4-19-1 第2春日ビル1階
			鴻巣	埼 玉 県 鴻 巣 市 大 間 4 - 7 - 1 セントル 長 島 102
=+ 88 1 W 人 =#	+11	I-ST	熊谷	埼玉県熊谷市中央4-1-1近藤ビル肥塚1F-A
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし		
訪問リハビリテーション RPの素質理性道	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし	川口	埼玉県川口市弥平2-22-10
			北越谷	埼玉県越谷市花田3-4-16 メゾンパントラン1F
			七里	埼玉県さいたま市見沼区東門前351-4
			東浦和	埼玉県さいたま市緑区東浦和7-24-28 サンスプリング5号館101号
			戸田	埼玉県戸田市喜沢1-30-5 ブライトンⅠ
			草加	埼玉県草加市草加1-10-1 グリーンヒルズ1階
			武蔵浦和	埼玉県さいたま市南区白幡 4-19-1 第2春日ビル1階
   通所リハビリテーション	あり	なし	さいたま中 央	埼玉県さいたま市中央区鈴谷8丁目2番5号
短期入所生活介護	あり	なし	<b>₽</b> ⊞	は T 唱 といと ナナ B フロ 末 ウ T 4 7 4
	05-7	740	上里 川越	埼玉県さいたま市見沼区東宮下474
短期入所療養介護	あり	なし	/II KW	埼玉県川越市鯨井1116-1
特定施設入居者生活介護	あり	なし	ЛП	埼 玉 県 川 口 市 弥 平 2-22-10
17 たが 12 12 17 1度	057		大宮東	埼玉県さいたま市見沼区大谷6番
			大宮見沼	埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸630
			越谷	埼玉県越谷市赤山町2-84-1
			大宮	埼玉県さいたま市北区宮原町1-46-1
			さいたま中央	埼玉県さいたま市中央区鈴谷8丁目2番5号
福祉用具貸与	あり	なし		
特定福祉用具販売	あり	なし		
<地域密着型サービス>		1 1 1		1
定期巡回·随時対応型訪問介護看護	あり	なし		
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし	武蔵浦和	埼玉県さいたま市南区白幡 4-19-1 第2春日ビル1階
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし	川越	埼玉県川越市鯨井1136-1
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし	浦和	埼 玉 県 さいたま市 浦 和 区 東 仲 町 15-8グリーンスクエア401号
			七里	埼玉県さいたま市見沼区東門前351-4
			草 加	埼玉県草加市草加1-10-1 グリーンヒルズ1階
			戸田	埼玉県戸田市喜沢1-30-5 ブライトン [
			北越谷	埼玉県越谷市花田3-4-16 メゾンパントラン1F
			武蔵浦和	埼玉県さいたま市南区白幡 4-19-1 第2春日ビル1階
			鴻巣	埼 玉 県 鴻 巣 市 大 間 4 - 7 - 1 セントル 長 島 102
			馮 果	琦 玉 県 馮 果 市 天 間 4-7-1セントル長 島 102

<居宅介護予防サービス>				
へ居七川護ア防り一にヘン     介護予防・日常生活支援総合事業	長田	なし	III E	
	あり	なし	川口	埼玉県川口市弥平 2-22-10
			浦和	埼 玉 県 さいたま市 浦 和 区 東 仲 町 15-8グリーンスクェア401号
			七里	埼玉県さいたま市見沼区東門前351-4
			戸田	埼玉県戸田市喜沢1-30-5 ブライトンI
			草加	埼 玉 県 草 加 市 草 加 1 - 10 - 1 グリーンヒルズ 1階
			北越谷	埼 玉 県 越 谷 市 花 田 3 - 4 - 16 メゾンパントラン1F
			武蔵浦和	埼玉県さいたま市南区白幡 4-19-1 第2春日ビル1階
			鴻巣	埼 玉 県 鴻 巣 市 大 間 4-7-1セントル長 島 102
人-#マ叶-+	+11	<b>≠</b> <1	熊谷	埼 玉 県 熊 谷 市 中 央 4 ー 1 ー 1 近 藤 ビル肥 塚 1 F - A
介護予防訪問入浴介護	あり	なし		
介護予防訪問看護	あり	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
│ <b>介護予防通所介護</b>	あり	なし	Ш□	埼玉県川口市弥平2-22-10
			北越谷	埼 玉 県 越 谷 市 花 田 3 - 4 - 16 メゾンパントラン1F
			七里	埼玉県さいたま市見沼区東門前351-4
			東浦和	埼 玉 県 さいたま市 緑 区 東 浦 和 7-24-28
				サンスプリング 5号 館 101号
			戸田	埼玉県戸田市喜沢1-30-5 ブライトンI
			草加	埼 玉 県 草 加 市 草 加 1 - 10 - 1 グリーンヒルズ1階
			武蔵浦和	埼玉県さいたま市南区白幡4-19-1 第2春日ビル1階
A -# -> 11 > 7 - 5 · 1 ·	- t t	12	さいたま中 央	埼玉県さいたま市中央区鈴谷8丁目2番5号
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし	七里	埼玉県さいたま市見沼区東門前351-4
A			川越	埼 玉 県 川 越 市 鯨 井 1 1 1 6 — 1
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	川ㅁ	埼玉県川口市弥平2-22-10
			大宮東	埼玉県さいたま市見沼区大谷6番
			大宮見沼	埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸630
			越谷	埼玉県越谷市赤山町2-84-1
			大宮	埼玉県さいたま市北区宮原町1-46-1
A -#			さいたま中 央	埼玉県さいたま市中央区鈴谷8丁目2番5号
介護予防福祉用具貸与	あり	なし		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし		
<地域密着型介護予防サービス>	1 16 -0	T		
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし	武蔵浦和	埼玉県さいたま市南区白幡 4-19-1 第2春日ビル1階
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし	川越	埼玉県川越市鯨井1136-1
<介護予防支援>	あり	なし	浦和	埼 玉 県 さいたま市 浦 和 区 東 仲 町 15-8 グリーンスクエア401
				号
			七里	埼玉県さいたま市見沼区東門前351-4
			草 加	埼玉県草加市草加1-10-1 グリーンヒルズ1階
			戸田	埼玉県戸田市喜沢1-30-5 ブライトンI
			北越谷	埼玉県越谷市花田3-4-16 メゾンパントラン1F
			武蔵浦和	埼玉県さいたま市南区白幡 4-19-1 第2春日ビル1階
4 A -++ /17 RA 1/17 >			鴻 巣	埼玉県鴻巣市大間4-7-1セントル長島102
<介護保険施設>	1 4 0	1		
介護老人福祉施設	あり	なし		
介護老人保健施設	あり	なし		
介護療養型医療施設	あり	なし		

#### 別添 2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護(地域密着型	!・介護予	坊を含む)	の指定の有	無				なしあり	
	特定施設入居者生活介   個別の利用料で、実施するサービス 護費で、実施するサービ (利用者が全額負担) 包含 都度 料金								
	護費で、実施  ス (利用者 -	i するサービ - 部負担 <sup>※¹</sup> )	(利用者が	全額負担)	包含	都度	料金	備考	
ト護サービス									
食事介助	なし	あり	なし	あり				状態に応じて	
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり				状態に応じて	
おむつ代			なし	あり		0	実費/持込	「管理規程 別表1111 / 4212	
入浴(一般浴)介助・清拭	なし	あり	なし	あり				週 2 回 以上 機能訓練加算算定事業所は 週 2 回 以上 「個別機能訓練計画書	
特浴介助	なし	あり	なし	あり				週2回以上 により実施と記載」	
身辺介助(移動・着替え等)	なし	あり	なし	あり				状態に応じて	
機能訓練	なし	あり	なし	あり				日常生活リハビリ(日常生活に密着した訓網	
通院介助(緊急時)	なし	あり	なし	あり					
通院介助 (緊急時以外)	なし	あり	なし	あり			1, 100		
上活サービス									
居室清掃	なし	あり	なし	あり				週1回以上	
リネン交換	なし	あり	なし	あり				週 1 回以上	
日常の洗濯	なし	あり	なし	あり			-	状態に応じて	
居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり				必要時	
入居者の嗜好に応じた特別な食事			なし	あり					
おやつ			なし	あり	0		含食事代		
理美容師による理美容サービス			なし	あり	0		実費	希望時	
買い物代行	なし	あり	なし	あり		0	買物代実費		
役所手続き代行	なし	あり	なし	あり		0	証明書代実費		
金銭・貯金管理			なし	あり					
建康管理サービス									
定期健康診断			なし	あり		0	実費	年1回実施機会を設ける	
健康相談	なし	あり	なし	あり				適宜対応	
生活指導	なし	あり	なし	あり		<b>†</b>	<u> </u>	適宜対応	
服薬支援	なし	あり	なし	あり	<b></b>	0	× 2		
生活リズムの記録(排便・睡眠等)	なし	あり	なし	あり		İ	<u> </u>	状態に応じて	

<sup>※1:</sup>利用者の所得等に応じて負担割合が変わります。

<sup>※ 2 :</sup> 薬の管理、服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サーピスを利用することが出来ます。この場合、月に 2 回程度、協力薬局の薬剤師が、施設を訪れ、行います。 介護保険上、「特定施設入居者生活介護」及び「介護予防特定施設入居者生活介護」とは別の、「居宅療養管理指導」費用の一部負担が必要となります。 介護職員は、薬剤師の指示により、服薬援助をします。

特定施設入居者生活介護(地域密着型	なし	あり								
	護賀で、実施 ス(利用者-	iするサービ - 部負担 <sup>※1</sup> )	個別の利用料で、実施する		包含	都度	料金	備	考	
入退院時・入院中のサービス										
移送サービス	なし	あり	なし	あり						
入退院時の同行(緊急時のみ)	なし	あり	なし	あり						
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり						
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり						
その他サービス										
散步援助	なし	あり	なし	あり				必要に応じて付添援助		
各種イベント/季節行事	なし	あり	なし	あり		0	参加費実費	必要に応じて付添援助		
趣味活動等	なし	あり	なし	あり		0	材料費実費	必要に応じて付添援助		
外出・外食援助等	なし	あり	なし	あり		0	備考参照	必要に応じて付添援助	交通費・外食代実費	
旅行援助(施設主催に限る)	なし	あり	なし	あり		_		必要に応じて付添援助		
社会参加 (公民館利用)	なし	あり	なし	あり		0	参加費実費	必要に応じて付添援助		